

## 健康科学部におけるソーシャルワーク実習について

健康科学部では、2021年度以降、リハビリテーション学科介護学専攻に社会福祉士養成課程を設置し、「ソーシャルワーク実習」を行います。本学部におけるソーシャルワーク実習の特徴は以下の通りです。

1. 2年次に社会福祉士課程登録を行った介護学専攻生のうち、所定の要件を満たした学生を対象に「ソーシャルワーク実習」を配属します。

【健康科学部における「ソーシャルワーク実習」の履修要件】

「ソーシャルワーク実習」開始までに、「介護実習Ⅰ」「介護実習Ⅱ」「介護実習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」を修得していることが必要となります。

2. 3年次の11月に5日間、1月から2月に19日間（合計180時間）、同一施設・機関で実習を行います。

【実習時間について】

健康科学部では、介護福祉士養成課程における「介護実習Ⅰ～Ⅲ」（合計450時間）を修得した者について、「ソーシャルワーク実習」の所定実習時間（240時間）のうち60時間を上限に免除し、「ソーシャルワーク実習」を180時間として実施します。

【実習配属について】

介護実習Ⅰ（1年次）で配属された種別以外の施設・機関へ配属することを基本とします。

3. 厚生労働省が示す「実習のねらい」「教育に含むべき事項」に基づいた実習教育を行います。

「ソーシャルワーク実習」において教育に含むべき事項（厚労省）	ソーシャルワーク実習 (5日間)	ソーシャルワーク実習 (19日間)
①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	○	
②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	○	
③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価		○
④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価		○
⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理解	○	○
⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	○	
⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解		○
⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）		○
⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解	○	○
⑩ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理解		○